

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和1年8月29日(2019.8.29)

【公開番号】特開2018-181518(P2018-181518A)

【公開日】平成30年11月15日(2018.11.15)

【年通号数】公開・登録公報2018-044

【出願番号】特願2017-76928(P2017-76928)

【国際特許分類】

H 01 R 9/00 (2006.01)

H 01 R 13/52 (2006.01)

【F I】

H 01 R 9/00 B

H 01 R 13/52 B

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月16日(2019.7.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

そして、栓体40は、リング部73が挿通孔29の孔縁部29Aとボス部55の上面に当たることでカバープレート20の裏面(後面)から落下することが阻止される。また、カバープレート20は、ボス部55の軸線方向に沿って移動可能に取り付けられた状態となる。また、ボス部55と挿通孔29との間、並びに位置決めピン57とピン挿通孔31との間にはクリアランスが設けられていることで、栓体40は上下左右の全方位において移動可能な状態で保持されることになる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0045

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0045】

(8)上記実施形態では、嵌合部41よりも外形寸法が大きい平板部51が設けられていたが、平板部の外形寸法は、嵌合部41と同じ寸法もしくは小さい寸法となっていても良い。栓体の上面の下端位置が、開口部91の上端面よりも上方に位置するようになつければ良い。